⑵　額の設定

入域料の額については、具体的な根拠に基づき、幅広い関係者による合意形成を経て、利用者の理解を得られる適切な額を設定する必要があります。なお、豊かな自然に親しむことは国民の基本的な権利の一つとも考えられ、高額な入域料が課されることにより、それがいたずらに阻害されるようなことは避けなければなりません。なお、特定の場所や時期に利用者が集中し、自然環境の保全や快適な利用の妨げになっている場合には、混雑が想定される時期や場所を踏まえて利用者数等の利用状況に関する目標を設定し、戦略的に入域料の額を設定すること等により、必要な経費を確保するだけでなく、混雑の緩和、利用の分散等につながることが期待されます。また、必要に応じて子供に対する入域料の額の設定等についても検討することが求められます。

⑶　収受の方法

入域料の収受の方法については、立地、自然条件、利用形態等の地域の実情を踏まえ、公平性、利用者の利便性及び効率的な収受の実施に十分配慮する必要があります。また、収受に要する経費が過大にならないよう留意することも必要です。

収受の方法としては、以下のような例が考えられます。

①　交通施設や公共交通機関を収受の場として利用する方法

②　対象区域の入口や通過地点を収受の場として利用する方法

③　ガイドの同行が義務付けられている地域で、ガイド料に上乗せする方法

⑷　徴収の対象とする者

入域料の徴収の対象とするのは、地域自然環境保全等事業を実施する地域自然資産区域に登山、観光その他の目的で立ち入る利用者です。

当該事業の実施区域の土地所有者等（土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。）、同区域を日常生活のために通行せざるを得ない者、土地や施設の管理のために区域内に立ち入ることが必要と認められる者、同区域において権原に基づき農林漁業を行う者、地域の自然環境の保全活動を行うために同区域に立ち入る者その他法の目的に照らして入域料の徴収の対象とすることが不適切な者が、徴収の対象とならないよう留意する必要があります。

⑸　資金の使途についての透明性の確保

収受した入域料を用いて実施する地域自然環境保全等事業の内容については、あらかじめ収受の現場、都道府県又は市町村のウェブサイト等でできる限り具体的に明示し、入域料を負担する利用者の理解を得ることが重要です。さらに、あらかじめ収支計画を作成することや、入域料の収受の状況や地域自然環境保全等事業の実施状況についても積極的に公開することにより、事業の透明性を確保することが重要です。

5　地域自然環境保全等事業に関する地域計画の内容

地域自然環境保全等事業を実施する場合、法第４条第１項の地域計画には、地域自然環境保全等事業の実施のために必要な以下の事項を記載します。

⑴　地域自然環境保全等事業を実施する区域

地域自然環境保全等事業を実施する区域は、自然環境の質、利用上の一体性等を踏まえ、事業の内容と目的に応じて適切な範囲を設定し、地図、地番等によって範囲を明確にすることが大切です。その際、入域料を負担する利用者の視点等を考慮して、特定の島しょ、山域、森林、内水面、海域等の分かりやすい範囲で定めることも考えられます。

⑵　地域自然環境保全等事業の内容

地域自然環境保全等事業について、以下の事項を記載します。

・目的及び方針（事業の背景及び目的、保全や利用の対象となる自然環境等）
・実施主体（都道府県又は市町村、都道府県又は市町村から委託された団体）
・事業の内容（事業内容、年次計画、配慮事項等）
・合意形成に関する事項（合意形成の手法、協議会の有無及び体制、配慮事項等）
・自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動

⑶　入域料に関する事項

入域料について、以下の事項を記載します。

・収受の制度（収受の権原、強制・任意の別等）
・入域料の額
・入域料の収受の主体（都道府県又は市町村から委託された者を含む。）
・徴収の対象とする者及び徴収の対象から除外する者
・収受の方法（収受を行う場所、収受の方法、配慮事項等）
・入域料に関する合意形成に関する事項（体制、周知の方法、配慮事項等）

⑷　計画期間

計画期間は、地域計画の目標である自然環境の保全と持続可能な利用を推進するために適切な期間を設定します。

⑸　その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項

その他の必要な事項として、事業の実施状況の評価、点検、公表及び収支報告の方法等について記載します。

第２　自然環境トラスト活動に関する事項その他の自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する基本的事項

1　「自然環境トラスト活動」とは

自然環境トラスト活動は、民間団体や都道府県又は市町村が寄附金等の民間資金を用いて優れた自然環境等を有する土地の保全及び持続可能な利用を推進する事業をいいます。代表的なものは、これまで、主に公益社団法人を含む一般社団法人、公益財団法人を含む一般財団法人、特定非営利活動法人、協議会等の民間団体において行われてきた「ナショナル・トラスト活動」です。

そのナショナル・トラスト活動は、身近な自然環境等を保全するため、市民が資金を出し合って土地の買取りを進める活動として、英国で始まりました。我が国では、昭和39年に鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山を宅地開発から守るため「財団法人鎌倉風致保存会」が設立され、市民と市が資金を出し合い、土地の一部を買い取ったことが始まりです。その後、全国各地で重要な自然環境等を保全する活動が、ナショナル・トラスト活動として展開されています。このように、ナショナル・トラスト活動は、国、都道府県又は市町村等の行政だけでは保全できない、地域住民及び国民にとって重要な自然環境等を、地域住民や民間団体により、地域の価値ある資産として保全してきたといえます。

現在国内では、ナショナル・トラスト活動は、民間団体が行っています。これは、発展の経緯も踏まえると、ナショナル・トラスト活動はあくまでも、地域の重要な自然環境等を保全していきたいという地域住民の自発性に依拠するところが大きいためです。一方で、全国には、しれとこ100平方メートル運動等行政中心の活動や、行政と民間団体が連携しながら行っている活動もあります。その他、英国と異なり買取り以外の手法も工夫しながら、様々な形で日本のナショナル・トラスト活動は展開されてきました。

また、近年では、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）、地域の多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成23年法律第67号）といった法律において、生物多様性の保全又は環境保全の意欲増進に係る体験の場としての土地の国民、民間の団体による取得等の促進が、国の役割として示されています。

2　自然環境トラスト活動を行うことの意義

⑴　自然環境トラスト活動の意義

①　自然環境の保全

土地を取得し、適正に維持管理することは、最も効果的な自然環境保全の方法の一つといえます。さらに、地域住民等その土地に関わる人々の意思により保全が図られることで、地域の実情に応じた柔軟かつきめ細かな維持管理が可能となります。